

ゆめふぉん 10 分まで何度でもかけ放題契約約款  
笠岡放送株式会社

## 目次

第 1 条 (約款の適用)	4
第 2 条 (約款の変更)	4
第 3 条 (用語の定義)	4
第 4 条 (本サービスの内容)	5
第 5 条 (対象外通話)	6
第 6 条 (不正利用)	6
第 7 条 (発信番号通知)	6
第 8 条 (その他の提供条件)	7
第 9 条 (本サービス利用開始日)	7
第 10 条 (本サービスの利用制限)	7
第 11 条 (本サービスの変更)	7
第 12 条 (本サービスの終了)	7
第 13 条 (免責)	8
第 14 条 (契約者による解約)	8
第 15 条 (当社による解約)	8
第 16 条 (料金等)	8
第 17 条 (料金の支払方法)	9
第 18 条 (本サービス契約申込の承諾)	9
第 19 条 (初期契約解除)	10
第 20 条 (本契約に基づく権利の譲渡の禁止)	10
第 21 条 (契約者が行う本契約の解除)	10
第 22 条 (当社が行う本契約の解除)	10
第 23 条 (利用中止)	11
第 24 条 (利用停止)	11
1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（本サービスの料金 その他の債務（本約款及び別紙.....	11
第 25 条 (接続休止)	11
第 26 条 (通信利用の制限等)	12
第 27 条 (通信時間等の制限)	12
第 28 条 (協定事業者の制約による制限)	12
第 29 条 (通信時間の測定等)	12
第 30 条 (料金等に関する費用)	12

第 31 条 (利用料の支払義務)	12
第 32 条 (割増金)	12
第 33 条 (遅延損害金)	13
第 34 条 (消費税)	13
第 35 条 (端数処理)	13
第 36 条 (責任の制限)	13
第 37 条 (免責)	14
第 38 条 (個人情報保護)	14
第 39 条 (承諾の限界)	14
第 40 条 (契約者の義務)	15
第 41 条 (契約者からの通知)	15
第 42 条 (当社からの通知)	15
第 43 条 (契約者の氏名等の通知)	15
第 44 条 (法令に規定する事項)	15
第 45 条 (分離可能性)	16
第 46 条 (準拠法)	16
第 47 条 (専属的同意管轄裁判所)	16
第 48 条 (定めなき事項)	16
第 49 条 (禁止事項)	16
別紙	18
1. 適用	18
2. 料金額	18

### 第1条（約款の適用）

- 1 笠岡放送株式会社（以下「当社」といいます。）は、ゆめふおん10分まで何度でもかけ放題契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりゆめふおん10分まで何度でもかけ放題サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本約款は、ゆめふおん契約約款（以下「基本約款」といいます。）の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- 3 基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。

### 第2条（約款の変更）

- 1 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する事項の変更を行う場合、変更後の本約款の内容を当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載する方法で告知するものとします。変更後の本約款は、掲載した時点から効力が生じるものとします。

### 第3条（用語の定義）

- 1 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
基本契約	当社のゆめふおんサービス契約
利用開始日	本約款
利用開始月	利用開始日が属する月をいいます。
携帯電話設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号。以下同じとする）第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るものをいいます。
契約者	本約款の定めにより、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者をいいます。
PHS 設備	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通

	信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るものをいいます。
直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいう。以下同じとする）またはIP電話設備（電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいう）をいいます。
直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯電話設備またはPHS設備をいいます。
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	本契約の申込をした者
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### 第4条（本サービスの内容）

- 1 本サービスは、契約者が当社へ当社の所定する方法により本契約を申込後、別紙記載の月額利用料金をお支払いいただくことにより、ランチャーアプリ「ゆめふおんホームアプリ」の設定内のプレフィックス番号を「003545」に選択し、ランチャーアプリ「ゆめふおんホームアプリ」を利用しての発信、もしくは、通話アプリ「0035 でんわ」を利用しての発信または通話先電話番号の前に「0035-45」を付加して発信した（以下「0035 発信」といいます。）場合に、1 音声通話あたり 10 分以内の日本国内間の通話料金が無料となるサービスです。ただし、本サービスの登録前に利用していた 0035 発信の通話料については、本サービスの対象外となります。なお、通話回数に制限はありません。
- 2 基本契約の音声通話機能付き SIM カードを契約している者は本サービスの申込をせずに、ランチャーアプリ「ゆめふおんホームアプリ」の設定内のプレフィックス番号を「003545」に選択し、ランチャーアプリ「ゆめふおんホームアプリ」を利用しての発信、もしくは、通話アプリ「0035 でんわ」を利用しての発信、または通話先電話番号の前に「0035-45」を付加して発信した場合に、日本国内の通話料が 30 秒 10 円（税抜）で利用できるものとしま

す。(以下「0035 半額通話」といいます。) 0035 半額通話は、基本契約の音声通話機能付き SIM カードに自動的に付帯されるサービスで、基本契約の音声通話機能付き SIM カードと別途のお申し込みは必要ありません。

3 ランチャーアプリ「ゆめふおんホームアプリ」の設定内のプレフィックス番号を「003545」に選択せず、ランチャーアプリ「ゆめふおんホームアプリ」を利用しての発信、又は、通話アプリ「0035 でんわ」を利用せずに発信した又は通話先電話番号の前に「0035-45」を付加せず発信した場合、通話料は通常の料金となります。また、本サービスも対象外となります。

4 一部の MVNO から携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます。）でお申し込みされた場合、前の MVNO 事業者でお客様情報が削除完了するまで 0035 半額通話と本サービスはご利用できない場合や前の MVNO 事業者で通話料金等が発生する場合があります。0035 半額通話と本サービスは当社からの登録完了の連絡後より利用できます。

#### 第 5 条（対象外通話）

本サービスは、海外への通話、海外からの通話および以下の通話先等へは本サービスを利用しての発信・通話は行えません。

- (1) 緊急通報（110 番、118 番、119 番）および 3 桁番号サービス（104 番、115 番、177 番等）
- (2) 0120、0570、0180、0990 等 0XX0 で始まる番号
- (3) 00XY 等ではじまる番号
- (4) 株式会社ドコモの「他の電話機から遠隔操作」の発信番号
- (5) ソフトバンク株式会社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号
- (6) 060、020、または#で始まる電話番号
- (7) 衛星携帯電話

#### 第 6 条（不正利用）

通話を行うことを目的とせず一方的なもしくは機械的な接続通信時間 10 分以内の通信を著しく繰り返す行為またはその他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営もしくは電気通信の健全な発達および国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含む、以下「不正利用」といいます。）を契約者が行っていると当社が認めた場合、その行為に利用された接続先の電話番号に対する通話については、本サービスの対象外とする場合があります。

#### 第 7 条（発信番号通知）

1 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通話番号を着信

先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通話番号を着信先へ通知し又は通知しないことに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません。

3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備およびソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

#### **第 8 条（その他の提供条件）**

本サービスに関するその他の提供条件は、本約款及び別紙に定めるとおりとします。

#### **第 9 条（本サービス利用開始日）**

本サービスの利用開始日は、以下のとおりとします。

(1) 契約者が基本契約と本契約を同時に締結した場合、基本契約のサービス提供を開始した日の翌日

(2) 既に基本契約を締結している契約者が本サービスをお申し込みの場合、申込完了の翌日

#### **第 10 条（本サービスの利用制限）**

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができます。

(1) 本サービスのシステムについて故障がある場合又は保守、メンテナンス等を行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合

(3) 契約者が、第 49 条（禁止事項）の各号に該当する行為を行った場合

(4) 当社が業務上やむを得ないと判断した場合

2 前項により当社が本サービスの利用制限を行った場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

#### **第 11 条（本サービスの変更）**

1 当社は、当社の事情により、本サービスの変更ができます。

2 前項により当社が本サービスを変更した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負いません。

#### **第 12 条（本サービスの終了）**

1 当社は、契約者に事前に通知または公表することにより、本サービスの全部または一部を

終了することができます。

2 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負いません。

### 第 13 条（免責）

当社は、本サービスの提供により、契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

### 第 14 条（契約者による解約）

1 契約者または当社により基本契約が解除された場合、同時に、本契約も解約されるものとします。

2 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービス契約を解約することができます。

3 当社は、本契約の解約申し込みを毎月 1 日から当該暦月 25 日まで受け付けます。前項に基づく解約は、当社が解約申し込みを受領した日に属する月の末日にその効力を生じるものとします（MNP による転出の場合は除く）。

4 契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、本契約の解約を通知したものとみなされます。MNP による転出の場合、本契約の解約日は、MNP 転出手続の完了日とします。解約月の月額利用料金は全額発生するものとします。

5 第 15 条（当社による解約）に基づき当社が解約した場合も含む）にともない、契約者が有する本サービスに関するすべての権利は、失効するものとします。

### 第 15 条（当社による解約）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解約できます。なお、この場合、契約者が当社の提供する他のサービスを利用しているときは、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

(1) 契約者が、本約款に違反したと当社が判断した場合

(2) 本契約を継続することが不相当と当社が判断した場合

2 本契約が解約された場合、契約者は、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

3 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

### 第 16 条（料金等）

1 契約者は、本サービスの利用料金として、本約款及び別紙に定める利用料金等を当社が別



途指定する日までに所定の方法により支払うものとします。利用料金等については、日割計算を行いません。

2 当社は、本約款において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が契約者より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負いません。

3 契約者は、本サービスの利用開始月から本契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金等を支払うものとします。

4 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

5 契約者は、契約者が一部の MVNO から MNP でお申し込みされた場合、当社で本サービスの登録が完了する前に行われた、ランチャーアプリ「ゆめふぉんホームアプリ」の設定内のプレフィックス番号を「003545」に選択し、ランチャーアプリ「ゆめふぉんホームアプリ」を利用しての発信、もしくは、通話アプリ「0035 でんわ」を利用しての発信、または通話先電話番号の前に「0035-45」を付加した発信に関する通話料について、前の MVNO 事業者より請求されることがあることを確認します。

6 当社は、契約者が支払った利用料金等については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金に応じません。

#### 第 17 条（料金の支払方法）

契約者は、本サービスの利用料金等、その他本サービスに係る債務を、当社が別途定める場合を除き、当社が指定する金融機関の口座振替により、当社が指定する日までに支払うものとします。

#### 第 18 条（本サービス契約申込の承諾）

1 当社は、本契約の申込があったときは、基本契約の申込を承諾した場合に限り、本契約の申込を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (2) 申込者が、本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が法人であるとき
- (4) 本サービスの利用用途が契約者の個人的な利用ではないことが明らかなきとき、又はそのおそれのあるとき
- (5) 申込者が、第24条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたことがあるとき
- (6) 申込者が、申込にあたり虚偽の内容を提出したとき
- (7) 申込者の登録電話番号が、電話サービス等契約約款において提供する第三者課金機

能利用サービスの登録電話番号と同一であるとき

(8) その他、本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

(9) 本約款及び別紙で定める提供条件に適合しない場合

3 当社は、前項の規定により、その本契約の申込を承諾しない場合は、あらかじめ申込者に、その旨を通知します。

#### **第 19 条（初期契約解除）**

1 契約者は、本サービスの利用開始日もしくは契約書面受領日のどちらか遅い日を含め 8 日間は、契約者が書面で当社へ通知することにより本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）が出来るものとします。初期契約解除は、解除の通知を行った日（以下「通知日」といいます。）に解除の効力が生じます。ただし、月額利用料金、通話料金は請求できるものとします。月額利用料金は日割り計算されます。ただし、当社システムの都合上、通知日の翌月より本サービスが解除されるものとします。ただし、通知日が月の 25 日を過ぎた場合は、翌々月より本サービスが解除されます。また、本サービスが適用された期間の料金は満額発生するものとします。

#### **第 20 条（本契約に基づく権利の譲渡の禁止）**

契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### **第 21 条（契約者が行う本契約の解除）**

契約者が、当社が指定する方法により基本契約を解除する場合、本契約についても解除の申出があったものとみなします。本サービスのシステムの都合上、基本契約の解除された日から、本契約の解除が完了するまでに日数を要することを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

#### **第 22 条（当社が行う本契約の解除）**

1 当社は、第24条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第24条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止しないで本契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にその旨を通知します。

### 第 23 条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 24 条（利用停止）

#### 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（本約款及び別紙

別紙の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、当該料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 第40条（契約者の義務）の規定に違反したとき
  - (3) 前2号のほか、本約款及び別紙の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
  - 3 当社は、当社と複数の本契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての本契約に係る本サービスの利用を停止することがあります。

### 第 25 条（接続休止）

1 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者が本サービスを全く利用できなくなったときは、本サービスについて接続休止（本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、本サービスについて、契約者からの本契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、本サービスを接続休止しようとするときは、あらかじめ当該契約者にその旨を通知します。
- 3 第 1 項の接続休止の期間は、接続休止をした日から起算して 1 年間とし、接続休止の期間を経過した日において、当該本契約は解除されたものとして取り扱います。

この場合、当該契約者にその旨を通知します。

#### **第 26 条（通信利用の制限等）**

通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

#### **第 27 条（通信時間等の制限）**

第26条（通信利用の制限等）の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

#### **第 28 条（協定事業者の制約による制限）**

契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、本サービスを利用できない場合があります。

#### **第 29 条（通信時間の測定等）**

本サービスに係る通信時間の測定等については、第4条（本サービスの内容）に定めるところによります。

#### **第 30 条（料金等に関する費用）**

当社が提供する本サービスの料金を、第4条（本サービスの内容）に定めます。

#### **第 31 条（利用料の支払義務）**

- 1 契約者は、当社が測定した通信時間と第4条（本サービスの内容）の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。
- 2 契約者は、本サービスに関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、第4条（本サービスの内容）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

#### **第 32 条（割増金）**

契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

### 第 33 条（遅延損害金）

1 契約者は、本サービスの料金の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該料金がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

### 第 34 条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとします。

### 第 35 条（端数処理）

当社は、利用料金等、消費税相当額その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数の四捨五入するものとします。

### 第 36 条（責任の制限）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、当該本サービスが全く利用できない状態（当該本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上当該状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

本約款及び別紙に規定する利用料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（本約款及び別紙に規定する料金月をいいます。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均の利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

### 第 37 条 (免責)

1 当社は、本約款等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

2 当社は、本サービスの提供により、契約者らに損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

### 第 38 条 (個人情報保護)

1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）。

(2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。

(3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託できるものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

### 第 39 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、当該請求を承諾することが技術

的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、当該請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を当該契約者に通知します。

#### **第 40 条（契約者の義務）**

1 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

(2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと

2 第49条（禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

#### **第 41 条（契約者からの通知）**

契約者との基本契約に基づき登録された内容及び当社が別に定める内容に変更があったときは、契約者は、その内容について速やかに当社が指定する方法により当社へ通知するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

登録電話番号に係る携帯自動車電話設備及びPHS設備の契約の解除、利用休止又は譲渡（ただし、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。）に係る契約の解除を除きます。）

#### **第 42 条（当社からの通知）**

当社は、契約者への通知方法として当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）への掲示、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。

#### **第 43 条（契約者の氏名等の通知）**

当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と本サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

#### **第 44 条（法令に規定する事項）**

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 45 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

#### 第 46 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

#### 第 47 条（専属的同意管轄裁判所）

契約者らは、本約款または本サービスに関する紛争は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第 48 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

#### 第 49 条（禁止事項）

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの提供に関する当社または第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 契約者が、第4条（本サービスの内容）に定める利用範囲を超えて利用する行為
- (3) 通話先電話番号の前に0035-45を付加して発信する場合であっても、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用
- (4) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイアリングシステムを用い、または合成音声もしくは録音音声等を用い、商業的宣伝もしくは勧誘の通信をする、または商業的宣伝もしくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (5) 自動電話ダイアリングシステムを用い、または合成音声もしくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為
- (6) 通信の媒介、転送機能の利用または当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用
- (7) 本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- (8) 当社若しくは第三者に損害を与える行為又は損害を与えるおそれのある行為
- (9) その他、公序良俗に違反し、又は第三者の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (10) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信の



ふくそうを生じさせるおそれがある行為

(11) 本約款に違反する行為

(12) 法令、公序良俗に違反する行為

(13) 本契約に基づき生じる権利および義務について、譲渡、移転または担保権の設定をすること

(14) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(15) 他人になりすまして本サービスを利用する行為

(16) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為

(17) その他当社が不相当と判断する行為

## 別紙

### 1. 適用

本別紙に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

### 2. 料金額

10分まで何度でもかけ放題オプション

月額利用料金（税抜）	月額 900 円
------------	----------

※月額利用料金は、利用開始月の翌月より発生します。

附 則 (平成 30 年 10 月 6 日 制定)

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができますものとします。
- 2 本約款は、平成 30 年 10 月 8 日から施行します。

附 則 (平成 30 年 10 月 7 日 改正)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 8 日から実施します。

附 則 (平成 30 年 10 月 9 日 改正)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 9 日から実施します。